

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	後期高齢者医療制度に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高槻市は、後期高齢者医療制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高槻市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療制度に関する事務
②事務の概要	高槻市は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、以下の事務を行う。 1. 被保険者の資格管理に関する申請・届出の受付に関すること 2. 資格確認書等の引渡しに関すること 3. 資格確認書等の返還の受付に関すること 4. 保険料の徴収に関すること 5. 医療給付に関する申請・届出の受付に関すること
③システムの名称	1. 後期高齢者医療市町村システム 2. 中間サーバー 3. 大阪府後期高齢者医療広域連合電算処理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表85の項 番号法 別表の主務省令で定める事務を定める命令 第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法 第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表115,117
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部国民健康保険課
②所属長の役職名	国民健康保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部法務ガバナンス室
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部国民健康保険課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。また、手作業が介在する際には、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。
9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[9) 従業員に対する教育・啓発]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業員に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	毎年度、システム利用者及び情報システム担当者等に情報セキュリティ研修を実施し、適切に特定個人情報が管理されていることを確認している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月19日	IV リスク対策 8. 監査	[○]自己点検 []内部監査	[○]自己点検 [○]内部監査	事後	令和2年度に、特定個人情報取扱監査を受けたため。
令和5年4月1日	評価書名	後期高齢者医療資格・給付事務 基礎項目評価書	後期高齢者医療制度に関する事務 基礎項目評価書	事後	「後期高齢者医療資格・給付事務 基礎項目評価書」と「後期高齢者医療保険料賦課・徴収事務 基礎項目評価書」を統合したため。
令和5年4月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	高槻市は、後期高齢者医療資格・給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	高槻市は、後期高齢者医療制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	後期高齢者医療資格・給付事務	後期高齢者医療制度に関する事務	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に基づき、以下の事務を行う。 ・被保険者の資格管理、給付等に関する申請・届出の受付 ・被保険者証等の引渡し ・大阪府後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)に住民基本台帳・税情報等を提供し、広域連合から被保険者情報を入手する。	高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、以下の事務を行う。 1. 被保険者の資格管理に関する申請・届出の受付に関する事 2. 被保険者証等の引渡しに関する事 3. 被保険者証等の返還の受付に関する事 4. 保険料の徴収に関する事 5. 医療給付に関する申請・届出の受付に関する事	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	後期高齢者医療広域連合電算処理システム 後期高齢者医療市町村システム	1. 後期高齢者医療市町村システム 2. 中間サーバー 3. 大阪府後期高齢者医療広域連合電算処理システム	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	後期高齢者医療広域連合電算処理システム用ファイル 後期高齢者医療資格情報ファイル	後期高齢者医療情報ファイル	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の80の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第43条	番号法第19条第8号 別表第二の80の項、82の項、83の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第43条、第43条の2の2	事後	
令和5年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和5年1月31日 時点	事後	
令和5年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和5年1月31日 時点	事後	
令和5年4月1日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[○]委託しない	十分である	事後	
令和5年4月1日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[○]接続しない(提供)	十分である	事後	
令和6年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年1月31日 時点	令和6年2月29日 時点	事後	
令和6年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年1月31日 時点	令和6年2月29日 時点	事後	
令和7年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、以下の事務を行う。 1. 被保険者の資格管理に関する申請・届出の受付に関する事 2. 被保険者証等の引渡しに関する事 3. 被保険者証等の返還の受付に関する事 4. 保険料の徴収に関する事 5. 医療給付に関する申請・届出の受付に関する事	高槻市は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、以下の事務を行う。 1. 被保険者の資格管理に関する申請・届出の受付に関する事 2. 資格確認書等の引渡しに関する事 3. 資格確認書等の返還の受付に関する事 4. 保険料の徴収に関する事 5. 医療給付に関する申請・届出の受付に関する事	事後	
令和7年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の59の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条	番号法 第9条第1項 別表85の項 番号法 別表の主務省令で定める事務を定める命令 第46条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の80の項、82の項、83の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第43条、第43条の2の2	番号法 第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表115.117	事後	
令和7年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長	国民健康保険課長	事後	
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年2月29日 時点	令和7年2月28日 時点	事後	
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年2月29日 時点	令和7年2月28日 時点	事後	
令和7年4月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		十分である 特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。また、手作業が介在する際には、いずれの局面においても複数人での確認を行うようしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。		
令和7年4月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠		9)従業者に対する教育・啓発 十分である 毎年度、システム利用者及び情報システム担当者等に情報セキュリティ研修を実施し、適切に特定個人情報が管理されていることを確認している。		